

## モロッコの輸入規制措置の概要 (平成25年3月1日時点)

### 【輸入規制措置の概要】

モロッコ政府は、日本からの全ての食品、飼料に対して、日本の政府機関が発行する証明書の提出を求めています。

(証明対象・内容)

	地 域	品 目	規制内容
1	47都道府県	全ての食品・飼料	<日付証明>(平成23年3月11日より前に生産・加工されたことの証明)
2	13都県(福島、宮城、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨)		<放射性物質検査証明> (モロッコが定める放射性物質最大許容量(注1)を超えないことの証明) (注2)
3	上記13都県以外で収穫・加工された食品・飼料		<産地証明>(生産・加工した地域が13都県以外であることの証明)

注1 ; モロッコが定める放射性ヨウ素及び放射性セシウムの最大許容量

(単位 : Bq/kg または Bq/L)

	乳児用食品	乳製品	消費液体	その他食品	飼料
ヨウ素 131	100	300	300	2000	2000
セシウム 134 及びセシウム 137	200	200	200	500	500

注2 ; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。